杉並子ども食堂ネットワーク 会則

(名称)

第1条 本会の名称は、「杉並子ども食堂ネットワーク」とする。

(世話人)

- 第2条 本会に世話人を置く。
- 2 世話人はネットワークの構成員から2名を選出する。
- 3 世話人は連絡会の招集、運営にあたる。
- 4 世話人の任期は連絡会で承認された日から2年とする。

(事務局)

第3条 事務局は杉並区社会福祉協議会地域支援課地域福祉推進係(杉並区天沼 3-19-16)に置く。 (目的)

第4条 本会は、「子どもの社会問題」としてそれぞれの地域で抱えている課題解決のため、食をとおして居場所づくりをしている個人や団体が、ゆるやかなつながりをもち、情報交換や資材の共有、様々な連絡調整を行い、子どもへの支援活動の輪がひろがるような活動をすすめていく。

また、子どもたち自身が自分で居たい場を選び、参加し、地域の大人や仲間とつながり、自分自身を大切にしながら地域の中で成長していくことを目指す。さらに、全ての子どもたちが環境に左右されることなく、学びの機会を持てる地域をつくっていく。

なお、本会では参加する子ども食堂を管理したり、それぞれの食堂で生じた個別の問題について 責任を負わない。

(活動内容)

- 第5条 本会は、第4条の目的を達成するために、次の活動を行う。
 - (1) ネットワーク連絡会の開催
 - (2)活動団体間の情報共有・運営協力・各種連携
 - (3)活動の周知・広報
 - (4) その他、会の目的達成のために必要となる活動
 - (5) 新たに子ども食堂を立ち上げる団体へのアドバイス、支援活動
 - (6) 子ども食堂の質の向上のための活動(勉強会・講演会など)
 - (7) 企業、行政の支援や物資の流通などの循環を考え、実践する活動

(遵守事項)

第6条 本会では、著しい営利や特定団体への勧誘を目的とした行為は行うことはできない。また、 子ども食堂ネットワークのメーリングリスト及び各種SNS等において、他の子ども食堂の名誉を 傷つける言動または行動も禁止するものとする。

(構成員)

第7条 本会の構成員は、趣旨に賛同し、目的に合致する活動を実施する団体とする。新たに構成員 を加える場合は、目的に合致するかを検討の上、既存の構成員の承認をもって認めるものとする。

(入退会)

第8条 本会の入会は、所定の申込書(別紙1)を事務局へ届け出を持って行う。また、「杉並区の食品衛生のポイント(別紙2)」に沿って、常に食品衛生に配慮した運営に努め、事前に保健所に相談すること。

2 退会の場合は事前に事務局へ申し出を行う。

(事業年度)

第9条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

(会則の改定)

第10条 会則の改定は会議において構成員の協議をもって定める。

附則

この会則は2018年2月1日から施行する。

附則(2018年4月24日)

この会則は2018年4月24日に改定し、2018年4月24日から施行する。